

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）		事業年度	・ ・	法人名		
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥） ①	円	・ ・	円	円	
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑱） ②		・ ・			
	計 ①＋② ③		・ ・			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑥又は同表の①＋同表の②） ④		・ ・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③－④ ⑤		・ ・			
	道府県民税の控除限度額（別表1の③） ⑥		・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の㉑） ⑦		・ ・			
	計 ⑥＋⑦ ⑧		・ ・			
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		・ ・			
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			・ ・			
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			当期分			
法第53条第42項により控除できる金額（別表7（その1）の⑧） ⑫						
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬			計 ⑪	円	円	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭						
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細						
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額 ⑮	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑮	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑮又は⑮のうち少ない額） ⑯	
名称	所在地	人	円	円	円	
合計				⑮	⑯	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）			事業年度	・ ・	法人名		
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算				事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 （別表1の⑥） ①	円	・ ・	円	円		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額（別表1の⑱） ②		・ ・				
	計 ①＋② ③		・ ・			円	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 （別表1の①、同表の⑥又は同表の①＋同表の②） ④		・ ・				
	外国税額のうち④の額を超える額 ③－④ ⑤		・ ・				
	道府県民税の控除限度額 （別表1の③） ⑥		・ ・				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額（別表1の㉑） ⑦		・ ・				
	計 ⑥＋⑦ ⑧		・ ・				
	当期分の控除外国税額 （⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		・ ・				
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			・ ・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			当 期 分				
法第53条第42項により控除できる 金額（別表7（その1）の⑧） ⑫							
当期分として算定した法人税割額⑭又は 第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦－⑧ ＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩ ⑬			計 ⑪	円	円		
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額（⑬若しくは （⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は⑭） ⑭							
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細							
事務所又は事業所		従業者数 又は補正 後の従業者数	控除すべき 外国税額等 ⑮	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑯	各道府県ごとに控 除する外国税額等 （⑮又は⑯のうち 少ない額） ⑰		
名 称	所 在 地	人	円	円	円		
合 計				⑰	⑱		